

令和2年 天草市農業委員会第4回総会議事録

令和2年4月24日天草市役所本庁第2委員会室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	13番	野中幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

12番 井島安一 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	書記	山川裕輔
書記	井上拓海	書記	浦川優也

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第20号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第21号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第5	議第22号	非農地通知書交付申請について
日程第6		報告事項について

閉会

開 議 午後 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 2 年天草市農業委員会第 4 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。今回の総会につきましてはマスク着用、窓を開け換気を良くし、席間隔を空け 3 密を守るにより開催することといたします。5 月 15 日の農地利用最適化推進委員研修会につきましては、農地利用最適化推進委員さん中心で、農業委員の参加は任意とします。研修会は事務局で計画し、倉岳、五和、河浦の 3 地区に分かれて研修いたします。本日は全体で 139 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、12 番井島安一委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5 番山下委員、6 番玉田委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。志柿町の譲受人は志柿町の譲渡人より、志柿町の田 4,308 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田2,042㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した鬼の城公園から北西へ約0.3km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には牧草を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。天草町の譲受人は京都市伏見区の譲渡人より、天草町の畑2,192㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大江天主堂から北へ約0.6km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。本渡町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の田3,589㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦病院から南西へ約0.8km、青色で着色した国

道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料米を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（野中幸廣君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 2 ページをお開きください。1 番について説明します。この案件は、平成 30 年 4 月に農用地区域からの除外申請があり、平成 30 年天草市農業委員会第 5 回総会において許可見込みありと判断され、平成 30 年 10 月に除外されたものです。転用者は本町の法人で、本町の田 4,001 m²、畑 61 m²を売買及び贈与により取得してグループホームへ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した東向寺から東へ約 0.3km、青色で着色した県道本渡茶北線の南側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、入所者の増加により、スペースの確保が必要なためグループホーム 1 棟、駐車場 24 台、通路、多目的広場、庭として整備し利用計画です。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（松下敏明君） 先日担当地区の推進委員と現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 2番について説明します。転用者は栄町の法人で、亀場町の田2,576㎡を売買により取得して宅地分譲地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から南東へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅地として需要が見込まれるため、9区画の宅地として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番(富崎ますみ君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の3ページをお開きください。3番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑330㎡を売買により取得して個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深中学校から北へ約1.0km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7番(金棒康二君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 4番について説明します。転用者は熊本市東区の個人で、有明町の畑1,147㎡を売買により取得して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した須子郵便局から北東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電を設置して売電収入を得るため、太陽光パネル208枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 5番について説明します。転用者は河浦町の個人で、五和町の畑1,094㎡に地上権を設定して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北西へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電を設置して売電収入を得るため、太陽光パネル256枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番(山下和弘君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の4ページをお開きください。6番について説明します。転用者は五和町の法人で、五和町の畑1,157㎡を売買により取得して通路及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和中学校から南東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、通路が狭く不便なため、通路、駐車場25台として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第21号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第21号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の5ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が75件、再設定が48件、転貸が0件、合計124件で、筆数244筆、総面積が346,061㎡となっております。なお、5ページの所有権移転の計画につきましては、河浦町河浦の個人が熊本県農業公社より河浦町河浦の田2,137㎡を売買により取得する計画でござ

います。利用権設定に関しては17ページ21番から91番、主に有明町楠甫地域における71件、141筆、総面積191,406㎡を、農地中間管理機構を通じて新規設定された計画となっています。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の3ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第22号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の72、73ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が1件、有明地域が1件、倉岳地域が1件、五和地域が1件、合計4件。筆数は全体で19筆、面積は9,659㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の4ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から10番の地図です。黄色で着色した旧志柿小学校から南西へ約0.4kmと約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が11番、12番の地図です。黄色で着色した天草厚生病院から東へ約0.6kmと約0.8kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が13番から16番の地図です。黄色で着色した天草高校倉岳校から東へ約0.5kmと約0.6kmと約0.8kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が17番から19番の地図です。黄色で着色した天草病院から北東へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の74ページをお開きください。農地利用・形状変更届は2件、合計3筆。すべて、田を盛り土とし畑として利用したいというものでした。第4条関係、第5条関係の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和2年天草市農業委員会第4回総会を閉会致します。

午後3時00分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 本田実

署名委員 玉田香敏

署名委員 山下和弘

